

令和5年12月13日
こども未来部保育課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

江東区立亀高第二保育園内で発生した事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和5年8月7日
- (2) 発生場所 東京都江東区北砂五丁目20番10-101号 江東区立亀高第二保育園
- (3) 事件の概要 4歳児クラスにおいて、集団遊びを行った際、被害者である児童が、何らかの要因により椅子に身体を打ちつけたと思われることが原因で、傷害を負った。

3 決定年月日 令和5年10月26日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 11,878円